

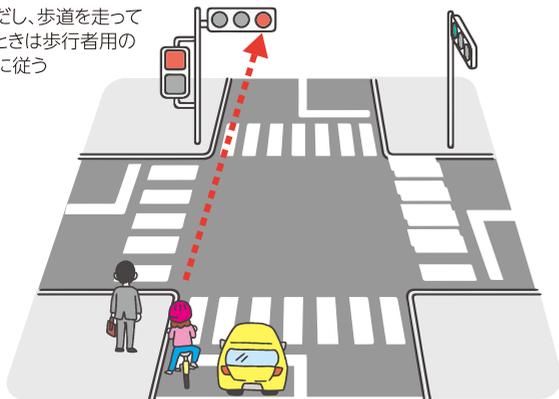


もう一度確認してみましょう

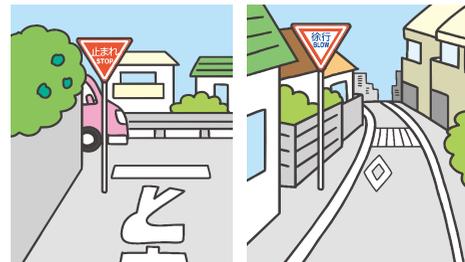
守りましょう！自転車の交通ルール

**⚠ 「歩行者・自転車専用」の表示がない場合
車両用の信号に従わなければいけません**

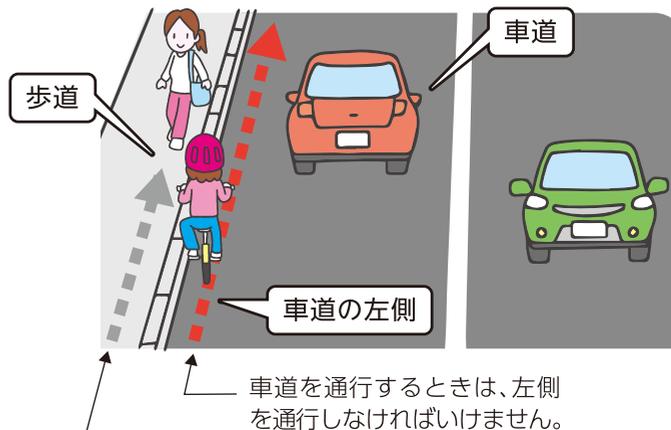
※ただし、歩道を走っているときは歩行者用の信号に従う



**⚠ 道路標識・標示に従い、一時停止やすぐに
停止できるような速度で通行するなどして、
安全を確認しなければいけません**

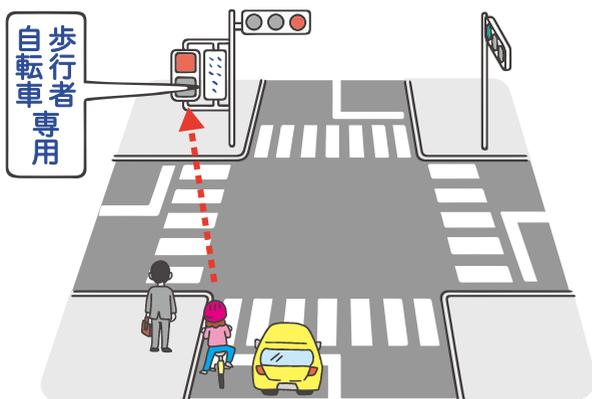


**⚠ 車道と歩道の区別のある道路では、原則として、
車道を通行しなければいけません**

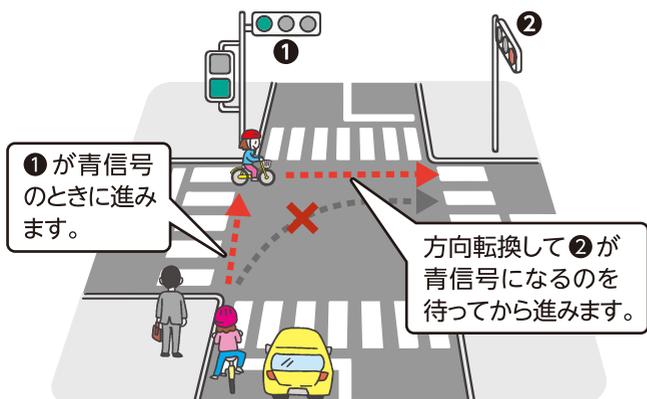


歩道を通行する場合は、車道寄り安全な速度で通行し、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、止まらなければいけません。

**⚠ 「歩行者・自転車専用」の表示がある場合
歩行者用の信号に従わなければいけません**



**⚠ 右折する場合は、図のような方法で
右折しなければいけません**



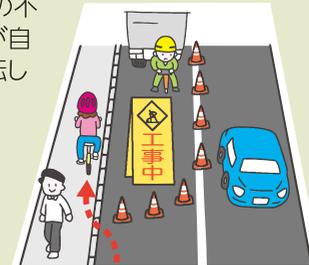
歩道を通行することができる場合



歩行者優先

- 道路標識により自転車が歩道を通行することができるかとされているとき
- 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき

- 自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき





これはダメ ぜったいやめよう！やめさせよう！

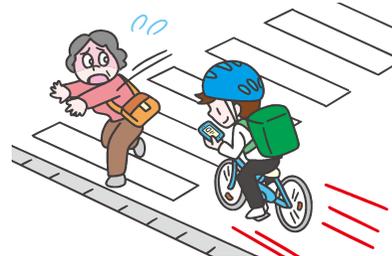
❗ 他の自転車と並んで走行してはいけません



❗ 自転車で二人乗りをしてはいけません



❗ スマートフォン等の画面を見ながら運転してはいけません



❗ 傘差し運転をしてはいけません



❗ 飲酒運転は禁止です



❗ 夜間や暗い場所では前照灯を点灯させなければいけません



自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等*に加入している必要があります!! (令和2年4月1日~)

自転車利用中に事故を起こした際には、自分がけがをするだけでなく、相手にけがなどをさせることがあります。万が一に備えて、保険等に加入する必要があります。

※自転車の利用によって生じた損害を賠償するための保険・共済

● 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する保険等に加入しなければなりません。(東京都自転車安全利用条例第27条)

● 保護者の方は、未成年のお子さんが自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する保険等に加入しなければなりません。(東京都自転車安全利用条例第27条の2)

自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等は、傷害保険、火災保険、自動車保険等の特約として契約することもできます。また、コンビニエンスストアやインターネット等を利用して手軽な手続で加入できる自転車向け保険もあるほか、点検整備された自転車の車体に付帯された保険(TSマーク付帯保険)もあります。既に加している保険等に補償が付いている場合もありますので、確認してください。詳細は、保険会社や保険代理店にお問い合わせください。

自転車側が加害者になった賠償責任の例

男性がタ方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行して交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した(約6,700万円)。(東京地裁、平成15年9月30日判決)



ヘルメットをかぶりましょう

● 保護者の方は、13歳未満の子供にヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。(道路交通法第63条の11)

● 自転車利用者は、年齢を問わず、ヘルメット等の着用に努めるものとされています。(東京都自転車安全利用条例第19条)

点検整備をしましょう

自転車は日常的に点検整備しましょう。また、年に一回程度は自転車店等で点検整備してもらいましょう。

